

愛西市下水道使用料等検討委員会設置要綱

令和5年3月13日

訓令36号

(設置)

第1条 愛西市下水道事業の健全な運営を確保するため、適正な下水道使用料及びその他下水道事業の運営に関し検討を行うことを目的として、愛西市下水道使用料等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 下水道使用料の額の改定に関する事
- (2) その他下水道事業の運営に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 愛西市下水道事業処理区域内の利用者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条の規定による提言を終えたときまでとする。

(会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、会長は委員の互選により定める。

2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会においては、会長が議長となる。
- 3 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、必要に応じて出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。